

(第十二部)

第三十二回  
參議院建設委員會會議錄第十一號

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)午  
前十時三十七分開会

委員の異動

二月二十一日委員泉山三六君は辞任した。  
本日委員小山邦太郎君及び松野孝一君  
辞任につき、その補欠として草葉隆圓  
君及び紅露みつ君を議長において指名  
した。

出席者は左の通り。  
委員長  
理事  
早川 慎一君  
稻浦 麟藏君  
田中 一君

○建築基準法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

---

○委員長(早川慎一君) これより建設  
委員会を開会いたします。  
まず委員の変更について御報告いた  
します。

二月十九日佐野廣君が委員を辞任さ  
れ、その補欠として泉山三六君が委員  
に選任されました。同君は二月二十  
一日委員を辞任されました。

意見をお述べ願う時間は、御一人当り十五分程度にお願いいたし、その後委員からの御質問に対して、お答えをいただきたいと存じます。ただきたいと存じます。

それでは、まず横浜市の建築局長内藤亮一君にお願いいたします。

○参考人(内藤亮一君) 私、横浜市役所の建築局長の内藤でございます。建築基準法の一部を改正する法律案につきましての参考意見を申し上げたいと思ひます。

建築基準法が昭和二十五年に制定さ

則的には、この法律案に賛意を表すものでござります。

ても鉄骨市場の上家その他これに類するものは、不燃構造でも——つまり鉄骨構造でもいいわけですが、これは、その他これに類するものという規定がございまして、横浜市のこときも、非常に苦しい解釈をいたしておりまして、その、これに類するものとして、緩和的な扱いをいたしておったわけですが、今回の改正によりまして、機械工場という字句が插入されまして、第六十一条のただし書きに明記されておるということは適切なこ

則的には、この法律案に贅意を表すものでございます。

以下、法改正の要項の各項目につきまして、主として地方公共団体の担当者の立場からの意見を申し上げまして、なお時間が十五分という委員長さうのお示しでございますので、時間の余裕がございましたら、お許しを願いたいまして、なお今後の基本的な問題点について、二、三参考に御意見を申し上げたいと思います。

まず要項にございます防火とか耐火に関する規定のことござりますが、建築基準法制定当時は、昭和二十五年ころは、まあ相当わが国の工業生産の回復がございましたけれども、まだセメントとか、鋼材等の防火あるいは耐火の材料の生産も、今日ほど十分ではなかったのでござります。しかしながら、今日におきましては、工業生産並びに国民経済力も発展いたしまして、今日においては、今回の改正案は、おむね適切なものであると思うわけでござります。特に劇場、映画館等特殊な建築物、あるいは地下建築物、それから無窓工場の建築物などの内装の制限、つまり外部の防火、耐火ばかりでなくして、内部の防火の制限でござりますが、これは、今後予想される災害の制限、防止のためにも必要なものと思うわけでございます。一方準防火地域内の機

でも鉄骨市場の上家その他のこれに類するものは、不燃構造でも——つまり鉄骨構造でもいいわけでございますが、これは、その他これに類するものという規定がございまして、横浜市のごときも、非常に苦しい解釈をいたしておりますが、こまでして、その、これに類するものとして、緩和的な扱いをいたしておったわけですが、今回の改正によりまして、機械工場という字句が挿入されまして、第六十一条のただし書きに明記されておるということは、適切なことと思うわけでございます。

その他各地方公共団体によりましては、準防火地域におきまして、階数三を超えるといったような建物は耐火構造、この階数が、地階を含めるのか含めないのかといったようなことで、多少取扱いがまちまちなよう聞いておるわけでございますが、今回、ある場合は地階を除くとかいうようなことが、その階数の算定には、地階を除くというようなことが明記されておりまして、こういう点も、細部にわたる点でございますが、妥当なものと思うわけでございます。

今回この簡易耐火構造という新しい構造の定義も定められまして、実際の建物についてのある場合は、従来木造のものを耐火構造を要求し、ある場合には、従来、耐火構造でなければならぬでございますが、妥当なものと思うわけでございます。

政府委員	建設政務次官	德安	實誠君
建設省住宅局長	磯田	治君	
事務局側			
参考人	常任委員		
横濱市建築局長	會專門員	武井	
日本建築家協 会常務理事			篤君
大須賀矢雄君	内藤	亮一君	

○建築基準法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○委員長(早川博一君) これより建設委員会を開会いたします。

まず委員の変更について御報告いたしました。

二月十九日佐野廣君が委員を辞任され、その補欠として泉山三六君が委員に選任されました。同君は二月二十一日委員を辞任されました。

○委員長(早川博一君) それでは、これから建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本法律案についての参考人の方々から、意見を聽取ることになつております。

まず、参考人の方々に御挨拶申し上げます。本日は、御多忙中のところ、委員会のためにわざわざ御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

当委員会は、目下建築基準法の一部を改正する法律案を審議中であります。が、この際、専門の方々から、本法案についての御意見を伺い、法案審議に遺憾なきを期したいと存じ、本日御出席をお願いした次第であります。が、それのお立場から、本法案についての忌憚のない御意見をお述べ願いたい

藤堀一君にお願いいたします。

○参考人(内藤堀一君) 私、横浜市役所の建築局長の内藤でございます。建築基準法の一部を改正する法律案につきましての参考意見を申し上げたいと存ります。

建築基準法が昭和二十五年に制定されましてから、今日まで八年余りを経過しておりますが、その間、今日までに數次にわたる改正がございまして、それはほとんど他の法律、たとえば消防法とか、清掃法とか、他の法律改正に伴う附隨的な改正であつたわけであります。今日まで、これといふ改正は行われていなかつたのでござりますところの地方公共団体はもちろん、学界、建設業界、設計監理協会、その他からも、相当改正を要望する声が従来からもあつたわけでござります。今回の改正案は法律の基本的事項にわたる改正ではないと思うのでございますが、施行後八年にわたる経験によりまして、各方面から要望のあります点につきまして、政府ができるだけ、これに沿おうというものでござい

則的には、この法律案に贅意を表すものでございます。

以下、法改正の要項の各項目につきまして、主として地方公共団体の担当者の立場からの意見を申し上げまして、なお時間が十五分という委員長さうのお示しでございますので、時間の余裕がございましたら、お許しを願いたいまして、なお今後の基本的な問題点について、二、三参考に御意見を申し上げたいと思います。

まず要項にございます防火とか耐火に関する規定のことござりますが、建築基準法制定当時は、昭和二十五年ころは、まあ相当わが国の工業生産の回復がございましたけれども、まだセメントとか、鋼材等の防火あるいは耐火の材料の生産も、今日ほど十分ではなかったのでござります。しかしながら、今日におきましては、工業生産並びに国民経済力も発展いたしまして、今日においては、今回の改正案は、おむね適切なものであると思うわけでござります。特に劇場、映画館等特殊な建築物、あるいは地下建築物、それから無窓工場の建築物などの内装の制限、つまり外部の防火、耐火ばかりでなくして、内部の防火の制限でござりますが、これは、今後予想される災害の制限、防止のためにも必要なものと思うわけでございます。一方準防火地域内の機

でも鉄骨市場の上家その他のこれに類するものは、不燃構造でも——つまり鉄骨構造でもいいわけでございますが、これは、その他これに類するものという規定がございまして、横浜市のごときも、非常に苦しい解釈をいたしておりますが、こまでして、その、これに類するものとして、緩和的な扱いをいたしておったわけですが、今回の改正によりまして、機械工場という字句が挿入されまして、第六十一条のただし書きに明記されておるということは、適切なことと思うわけでございます。

その他各地方公共団体によりましては、準防火地域におきまして、階数三を超えるといったような建物は耐火構造、この階数が、地階を含めるのか含めないのかといったようなことで、多少取扱いがまちまちなよう聞いておるわけでございますが、今回、ある場合は地階を除くとかいうようなことが、その階数の算定には、地階を除くというようなことが明記されておりまして、こういう点も、細部にわたる点でございますが、妥当なものと思うわけでございます。

今回この簡易耐火構造という新しい構造の定義も定められまして、実際の建物についてのある場合は、従来木造のものを耐火構造を要求し、ある場合には、従来、耐火構造でなければならぬでございますが、妥当なものと思うわけでございます。



も、そういうことはあり得ると考えなければならぬと思つておるのであります。そこで、そのうえで、この制度が立たれましたことは、地方公共団体の側からいえれば、それだけ地方自治の推進といふことになるわけでござりますから、これを政府の指導のもとに適切に行なれば、いい制度だと思つておるわけでござります。

それから次は、建築物の高さと空地の規定でございますが、まだ根本的な解決をされておらない点があるわけでございます。いわば空地につきましても、高さの制限についても、若干の緩和はされております。この高さの問題、空地の問題は、まだ今回の改正では十分——非常にむずかしい問題で無理からぬ点もございますが——検討されておらない。これは高さとか空地の規定は、実はアメリカのビルディング構造には規定されておりません。アメリカのビルディング構造は、大体耐震の問題、耐風、それから防火、つまり災害防止と衛生的な問題が主でございますが、高さだと空地では、アメリカでは都市計画に基きました地域条例、すなわちゾーニング・オーディナンスで規定されておるわけでござります。これは、建築基準法の第一条に言う「国民の生命、健康及び財産の保護」というのは、アメリカのビルディング構造には、そういうことがうつたってありますけれども、都市計画といふことで空地があるから、健康が保持できるのだというような問題を離れまして、

もう少し高度の都市計画からの規定でございます。この問題は、なかなかおさかしい問題でございまして、今回、十分解決されておりませんが、一部、若干緩和されておりまして、地方によつては、空地の制限が、横浜市内的一部にもございますが、少しきつ過ぎるという面も、広い市街地の一部にはござります。そういう場合の緩和には、役立つわけでございますが、反面におきまして、郊外地におきましては、果して今のような制限でいいかどうかという点が問題があるわけでござります。時間の関係で、詳細は申しませんが、今後の研究問題だと思ひます。

ございまして、うち六百万円が人件費、百万円が事務費でございます。市費の持ち出しはわずか百万円でござります。ところが三十二年の予算を見ますと、手数料収入は約八百万円、それから支出は人件費が千五百万円、約二倍になつております。これはペース・アップ——約二倍くらいのペース・アップになっております。それと、職員の増加でござります。事務費が三百万、差し引きいたしまして市費の持ち出しが一千万、これは地方行政事務をただ手数料だけではかなうと、私はいけないと思つております。少くとも手数料と同額くらいは、地方公共団体は経費を支出すべきであるという点から考えますと、これはやはり、この程度の手数料の増額は、地方公共団体の立場からしましては、お願ひいたしたいというふうに思つております。

ただ、ここにわれわれ注意しなければいけませんことは、第七条の規定に競工検査を、建物ができますと、担当する建築主事は、竣工検査をしなければならない。えてして人不足によりまして、竣工検査を省略するような場合がありますと、これは手数料は、確認の手数料だけでござりますけれども、やはり市民サービスとして、こういうことを今回の手数料増額とともに、一そう励行しなければならないし、また建設省あたりからも、各地方公共団体の手数料値上げと同時に、確認の事務はもちろん、現場をよく検査をすること、そしてあとから建物を直すといふようなことのないように、途中においても、よく十分に指導するというようなことを、あわせて考えなければい

以上が大体の要項についての意見でございますが、なお、今後相当の面について、まだ大幅な改正が検討せられなければならない。先ほど、一例として高さの問題、空地の問題を申し上げましたが、私が最も最近关心を持つておりますのは、郊外地の宅地開発の問題でございます。

これは、最近のある週刊雑誌に載つておりましたが、宅地分譲業者、よく新聞なんかで広告しておりますが、郊外地の開発をいたしますときには、将来、ふたたびそれを都市計画的にも、あるいは区画整理とか、公けの金を投じて改良しなくともいいだけの自信を持って開発しなければいけないわけでございますが、この宅地分譲業者の現状を見ますと、また一般的に、宅地分譲業者の開発ばかりではございません。一般郊外地の開発状況を見ますと、非常に遺憾の点があるわけでございまして、アメリカでは、連邦政府の住宅庁が各地方公共団体にサブディビジョン・オーディナンス、これは私なりに、これを土地分譲条例と訳しておりますが、こういう条例を地方公共団体が作ることを、連邦政府の住宅庁が、つまり政府が勧告しております。これは、宅地分譲する場合には、将来的の都市計画なり、地方公共団体の施設に適合しないものは、分譲を認めない、開発を認めないというようなことが主たる内容でございますが、こういうような問題を、これは建築基準法の対象にすべきか、別途の法律を必要とするかいかは別といたしまして、一つの大いな問題点でございます。現在私の聞

き及ぶところによりますと、宅地分譲業者は、建設省所管の法律といたしましては、宅地建物取引業法があります。ところが郊外地の農地は、農地法です。できまんから、山林をおもに開発するわけでございます。山林として売るのであって、宅地として売るのはないから、宅地建物取引業法の対象にならないというようなことも聞いております。これらの問題は、今後の研究問題の大きな問題だと思うわけでござります。

その他今後の問題も相当ございますけれども、一応、時間も超過いたしましたので、この程度で終ります。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございました。

参考人にに対する質疑は後刻一括してお願いしたいと思います。もうしばらくお待ち願います。

次は、日本建築家協会理事大須賀矢薙君にお願いいたします。

○参考人(大須賀矢薙君) 私、日本建築家協会の常務理事の大須賀でございます。

本日、本委員会に出席して意見を述べることができます機会をお与え下さいましたことに敬意を表します。

私ども、一般民間の設計者、建築家の集りであります協会として、今度の改正についても、いろいろ研究いたしましたところがありますが、われわれの一番申し上げたいことは、現在の社会一般の情勢及び建築の技術の進歩をして、発展しましたということに關係しまして、基準法の内容が、だんだん改善されなければならぬ時期にきているということは、これはどなたもお認めになつてのことだと思いますが、こ

は改訂に当りましては、未梢的な改正は避けて、民間の学識経験者等を中核として調査会に類するものを設けまして、都市計画と建築技術等の面にわたり、十分な検討をしたのちに、根本的にこれを改革して、改正していただきたいというきわめて強い希望がござります。これは、全般的の問題でござますが、今回行われようとしています基準法の改正に対しまして、さしあたり、次のようなことを考慮していただきたく思います。

それは、大体二つに分けまして一つは、全面的に改正するということと、もう一つは、今度の改訂の内容についての希望でございます。

全面的の改正の問題は、大体二つございますが、その一つは、建築基準法と都市計画法との間の関係を合理的に調整していくということ。これは、建築基準法は、現代都市として、合理的に発達していくことを計画する都市計画との関連の中におきまして、現在、都市計画法の方にも、いろいろ実情に合はないものもございましょうし、建築基準法の方にも、もちろんあるわけですがあります、これを建築基準法と都市計画法と両方を並行して改正をやっていくということ。ということが望ましいと考えております。

それから第二は、法の簡素化と建築士の判断の範囲を拡張するということ、及び建築審議会、公聴会等を、もつと活発に運営していくということになります。

設計の水準も、だんだん向上して参りましたし、建築士法の確立もされておりますので、法による規制というものは、立法の基本的な意思を表わす

りませんで、こういうやり方というような意味で申し上げたのですが、そのプレミアム法は、ある一定の敷地がありまして、その敷地に建てられる面積、その面積は、公共的なペーリングだから、あるいは歩道とかいうようなものに利用することができるというスペースを残すということにおいて、それだけのものを、上へ縛き足させるということになります。従いまして、高さの制限、面積の制限が、ここで根本的に変るのであります。

例をあげて申しますと、たとえば平平米の敷地がありまして、現在で例をあげますと、その八〇%建築面積が許されている場合に、そうしますと八百平米の建築面積を持てるわけであります。ですが、その場合に、今申しましたような方向に使うということにおいて、五百平米の建築をしたという場合に、三百平米が残るわけであります。この三百平米をパーキングだとか、あるいは歩道とか、そういう公共的な、公用的なものに利用していく、その三百平米に建てられるだけの面積を、五百平米の建物を建てたその上に載せてよいらしい、こういう意味であります。そうしてなおかつ、プレミアムと申ましたのは、その上にアルファ、若干の高さをまだ載せてもよろしいというような意味でございます。

こういうことによりまして、市街地の交通緩和とかというようなものが、非常に問題になつております駐車場等と同時に、解決されていくものになるのじやないかと思われるのです。

設備の面は、十分に戦にしていくつて、  
地上でも、これを認めてやるというう  
とが、実際に合ったものじゃないか  
思います。これは、今度の改訂で、  
れと同じような处置のできるような  
うに取り扱つてはあるようあります  
が、はつきりこれをつけ加えていた  
くということが望ましいと思います。  
第三番は、合理的な都市計画の觀  
から、地域性の設定と、建物の地域  
限及び道路、それから計画道路の中  
建物に対することを検討して是正し  
もらいたいということあります。  
今度の改正にも出ておりますが、  
易燃火構造というものを、耐火構造  
に持つていくという御趣旨は、これ  
非常にけつこうなことだと思います。  
ただ、この計画路線 施行年度の  
定であるとか、あるいは非常に先  
行つてのものとか、長い間かかると  
うようなものの場所に建てるもので  
りますが、これは防火地域の場合で  
ざいますが、現在は、二階以上はい  
んとかいろいろな制限がございます  
これは、防火的なあるいは耐火的な  
物を建てても、将来除くところと、  
來残存させておく部分の接続させる  
ころの取扱い方を考えたならば、別  
不自由なく解決できるのじやないか  
従いまして二階であるとか、あるいは  
鉄骨であるとか、ブロックでなければ  
いけないというようなことではない  
ちゃんとした耐火構造のものを建て  
も、あるいは三階でも四階でもよろ  
いということにされることを希望す  
のであります。

それから第四は、許可確認の迅速化と建築行政業務の簡素化ということです。消防法とか、その他建築に関係しました法則法規等を一元化するということになりますが、現在の状態でありますと、非常に複雑でありまして、この許可確認をとるまでに相当長期間な時間にわたることになります。これが実情でありますと、これを今申しましてようやく一元化したならば、もつと、これが期間的に短かくすることができます。建物を建てる方の側、建築主の側からいいましても非常に利するところが多いと思います。

それからもう一つ、各官庁に建築に関するいろいろな基準がございますが、これを統一していただきたいといふことがあります。同じような問題に対して、官庁が違うために、その基準が、ごくわずか違つたりしているというようなことがあるわけであります。が、そういうような点は、これを統一していただきたいということです。

それからもう一つ、許可、確認の手続きのことでありますが、相当大きな建物になりますと、現在要求されています許可申請、確認申請の書類を作りますのは、膨大なものであります。相当長期間かかるわけであります。これは建築主の方の側から申しますと、その間、手はつけられない。六ヶ月も、長いのは一年もかからなければ、申請書類がなかなか届かないことがあります。それを見られる方の側の官庁も、非常に手数が省けるだろうと思ふと同時に、これを見られる方の側の官庁も、非常に手数が省けるだろうと思ふいますが、申請に要する書類というものは、審査に必要な最小限度の設計書

おるようでござります。それから最後に建築物と工作物の区分を、もっと明確にしていただきたいということであります。

それから、これは今度の改正でも、実施できるようにはなったようであります——實際には、現在でも行われるはすになつておるもののが行われていなかつたようであります。特に特殊建築物の定期的の検査、これは、保守監理の面に、非常に關係あることとあります。これをきちっとやつて、報告をとるならとる、これには、非常に手数のかかることがありますから、われわれ建築士をこれに活用していただけたら、これは不可能なことではないか。

それから、こく一般的の問題に返りますが、われわれは基準法、建築士法、というような、ばらばらな形でなく、これを建築法という一つの法の中に入れまして、今の基準法に合うものは、物法の方にもつていいきまして、今の建築士法に当るものと人法という形にして、現在の建築士法というものの性格を、資格法であるか、業務法であるか、ちょっと判断しにくいよな点を立してもいいたいということ、そのほどつきりさして、人法というものを確立してもらいたいと、そのほかこまかい点もございますが、これからは、時間がありますから後ほど申し上げさしていただきます。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございました。

次は、清水建設専務の吉川清一君。

○参考人(吉川清一君) 私は、清水建設の専務であります吉川清一であります。

お詫、まことに専門でござりますが、私も、建築の学問はいたしましたけれども、請負業、建設業の実際実務に携わりましたとして、すでに三十三年、こういう各項目につきましての意見を申し上げますことは専門家でございませんので、三十三年にわたりまして、長年改正されました物法から始まって、二十九年に御定されました基準法を当てはめられました建物を建つて参りましたものの立場と申しますか、建てておりますときには、周辺の関係をする市民、ないしはこれを建ててていきます施主、この間におきまして、トラブルをだいぶ感じて参ったわけであります。その中で、現在改正、一部なさいます法律案を拝見いたして参りますと、まことに、一つ一つ思い当る節がございます。これらを一つ一つ説明申し上げますことは、もう當識論でありまして、皆様先刻御承知の通りでありますから、概括的なことを先に四、五分申し上げさせていただきまして、特に気づきの点だけは、お詫、まことに専門でござりますと、この改正が起きたと承知するわけであります。

的な用語で基準法の項目に従うと、そこに、現わされているようなことになります。するけれども、一番、何と申しても大事なことは、何と申しますか、ある特定の人だけが、非常にこの規則があるために、合理的であって、しかも利得をしている、しかしそうでない資力のない、そういう境遇にない方が、いろいろのトラブルが、最近非常に多いのです。

まあ早く申しますと、都心に大きなビルができる。まあ、これは商業地域だから、みな警悟はしておったとは申しながら、一歩住宅地域に近づいて参りますと、昨今ごらんの通り、旧、一流の住宅地と申されました青山南町一帯、あるいは麹町一帯、そういう所は、まだ大きな家がありますが、自由とか、目黒とか、あの周辺、市川方面に行きましたも、零細な家屋、住宅が並びしているわけであります。たまたまそこに、大きな土地でありますと、いきなり四階建から、もうひどいのは、五階建が思う存分建てられる。そうすると、一べんに十軒、十五軒が、日陰に入ってしまう。こういう問題で——私ども、注文を受けて建てる立場から、もう注文をいただけば、やむを得ずスタートはいたしまするが、その日陰になる方からのいろんな苦情を伺いますと、板ばさみになる。ある場合には、お願いをして、施主から、二、三階を削って、五階の物は、三階にしていただいたら、ないしは六階の物を四階にしていただいたり、たまたま施主の方に理解がありますれば、そ

と建築行政業務の簡素化ということとで、それから第四は、許可確認の迅速化があります。まず消防法とか、その他建築に関係しました法則法規等を一元化するといふことであります。非常に複雑でありますて、この許可確認をとるまでに相当長期な時間にわたることになります。これが実情であります。しかし、これを今申しましたように一元化したならば、もつと、これが期間的に短かくすることができます。それからもう一つ、各官庁に建築に関するいろいろな基準がござりますが、これを統一していただきたいといふことがあります。同じような問題に対し、官庁が違うために、その基準が、ごくわずか違つたりしているというようなことがあります。これが統一していただきたいということです。

それからもう一つ、許可、確認の手続きのこととであります。相当地大きな建物になりますと、現在要求されています許可申請、確認申請の書類を作りますのは、膨大なものであります。これと同時に、これを見られる方の側の官庁も、非常に手数が省けるだらうと思ひます。ですが、申請に必要な最小限度の設計書類がなかなか完備しないことがあります。また、審査に必要な書類といふのは、審査に必要な書類といふのは、

そこで、細部の設計は、その後にする分割的申請ることができます。これは最初に、大体の計画をもちまして、大略の計画をもちまして、審査を願う、これでよろしいということになります。これから、初めてほんとうの設計にかかるいくと、そして全部のものは切り離して申請して、その許可をもらうということにしていただきたいといふことがあります。それから最後に、用語の定義を明確にしていただきたいといふことです。これは、特殊建築物といふものの中に、鉄道とか地下鉄の駅とかいうようなものが含まれていないよう見受けられます。これが、当然特殊建築物として取り扱つていただきなければいけないんじゃないかということです。

それから法規、まあ法の中には、そういうことは比較的見受けられますが、政令その他では、同じようですが、政令その他では、同じようなことを意味するのに違う言葉が使つてあるということがあります。が、これはぜひ、どちらかに、きっちりと統一していただきたい。

それからこれはごく小さいことになりますが、構造の方で主要構造部といふことが出ておりますが、これは今度の改正で、その意味が取り上げられて處理されておるようあります。主要構造部と小部との関係でござりますが、これを改訂のものには処理されて

おるようでござります。  
それから最後に建築物と工作物の区分を、もつと明確にしていただきたいということであります。  
それから、これは今度の改正でも、実施できるようになつたようではあります  
が——実際には、現在でも行われるはずになつておるもののが行われていて、報  
告をとるならとる、これには、非常に建築物の定期的検査、これは、保守  
監理の面に、非常に關係あることであります、これをきちっとやつて、報  
告をとるなど、これには、非常に手数のかかることでありますから、わ  
れわれ建築士をこれに活用していただけたら、これは不可能なことではない  
のじやないか。  
それから、ごく一般的の問題に返り  
ますが、われわれは基準法、建築士法  
というような、ばらばらな形でなく、  
これを建築法という一つの法の中に入  
れまして、今の基準法に合うものは、  
物法の方にもつていきまして、今の建  
築士法に当るものも人法という形にし  
て、現在の建築士法というものの性格  
を、資格法であるか、業務法である  
か、ちょっと判断しにくいような点を  
はつきりさして、人法というものを確  
立してもらいたいということ、そのほ  
かこまかい点もございますが、これ  
は、時間がありましたら後ほど申し上  
げさせていただきます。  
○委員長(早川清一君) ありがとうございました。  
次は、清水建設専務の吉川清一君。  
○参考人(吉川清一君) 私は、清水建  
設の専務であります吉川清一であります。

お詫、まことに専門でござりますが、私も、建築の学問はいたしましたけれども、請負業、建設業の実際実務に携わりましたとして、すでに三十三年、こういう各項目につきましての意見を申し上げますことは専門家でございませんので、三十三年にわたりまして、長年改正されました物法から始まって、二十九年に御定されました基準法を当てはめられました建物を建つて参りましたものの立場と申しますか、建てておりますときには、周辺の関係をする市民、ないしはこれを建ててていきます施主、この間におきまして、トラブルをだいぶ感じて参ったわけであります。その中で、現在改正、一部なさいます法律案を拝見いたして参りますと、まことに、一つ一つ思い当る節がございます。これらを一つ一つ説明申し上げますことは、もう當識論でありまして、皆様先刻御承知の通りでありますから、概括的なことを先に四、五分申し上げさせていただきまして、特に気づきの点だけは、お詫、まことに専門でござりますと、この改正が起きたと承知するわけであります。

的な用語で基準法の項目に従うと、そこに、現わされているようなことになります。するけれども、一番、何と申しても大事なことは、何と申しますか、ある特定の人だけが、非常にこの規則があるために、合理的であって、しかも利得をしている、しかしそうでない資力のない、そういう境遇にない方が、いろいろのトラブルが、最近非常に多いのです。

まあ早く申しますと、都心に大きなビルができる。まあ、これは商業地域だから、みな警悟はしておったとは申しながら、一步住宅地域に近づいて参りますと、昨今ごらんの通り、旧、一流の住宅地と申されました青山南町一帯、あるいは麹町一帯、そういう所は、まだ大きな家がありますが、自由とか、目黒とか、あの周辺、市川方面に行きましたも、零細な家屋、住宅が並びしているわけであります。たまたまそこに、大きな土地でありますと、いきなり四階建から、もうひどいのは、五階建が思う存分建てられる。そうすると、一べんに十軒、十五軒が、日陰に入ってしまう。こういう問題で——私ども、注文を受けて建てる立場から、もう注文をいただけば、やむを得ずスタートはいたしまするが、その日陰になる方からのいろんな苦情を伺いますと、板ばさみになる。ある場合には、お願いをして、施主から、一、二階を削って、五階の物は、三階にしていただきたり、ないしは六階の物を四階にしていただいたり、たまたま施主の方に理解がありますれば、そ

ういう御近所と申しますか、公共の福祉も考えるという企業者もございません。中には、いやもう、何が何でも建ててしまう。これは合理的である。建ててしまうと、そのあとの結果としては、もう日がかけた場所に、軒前後の小住宅がおおわれてしまう。こういうようなことは、何とかならぬものかと考えているわけであります。申しますならば、純粹の住宅地域内における高層建築は、現在二十メートルでございましたかになつてゐるそろであります。三階建にするとか、あるいは日陰をあまり作らぬとか、何か工夫を考えられないかと、かように考へてゐるのであります。まあ、そういう問題。

また先ほど出ましたように、灾害、防火、特に防火の点で、災害という項目から、窓の少い、あるいは窓のない建物、これは窓だらけのことは書いてございませんけれども、何か、どっちにしても、建築が国際的になりましたために、地盤のあります日本も、地震のない外国も、あるいは防火設備の完備している外國も、それほど完備してない日本も、建築の意匠というものが、どんどん国際的になりまして、あるいは窓がないといえば、まるで窓がない。あるいは窓があると申せば、窓だけの、ガラスだらけであるというようなことが多想されるだろうか。防火の点についても、あまり賛成もできない

ようにも思ふし、まして地震のときは、大きな構造体は全部耐震的でありますから、建物は微動だもせぬであります。しかし、前年の星製薬の建物におきました私どもの同輩の話では、窓のガラスが内外にはせて飛んだそうです。例によりますと、当時ありました第一相互の前の星製薬の建物におました建物自体は微動だもいたしませんけれども、高層建築のガラス張りの建物がゆれて、これが割れて上からも落ちる、通行人はけがをする、こういう状態が予想されますし、あるいはガラスというものは、御案内の通り非常に火に弱いものです。昭和二十年の東京の爆撃のときにつまつまありますと、ビルディングに向けて炎がいきますと、窓からガラスがどんどん割れて火が通る。また階下から火が山ましても、階上へ外の窓を伝って入ることもいとやすいということもありますので、防火に関する規定、そこにお書きいたいだいた政正案はまことにごもつともなことです。ありますので、この際はこれにとどめても、どうかこの次の機会、常に新しい材料、新しい意匠の進歩もいたしますことありますから、次の機会で、常にこういう問題をお取り上げたいと思います。それで、ひとり防火だけでなしに、耐震の問題も同様に、国民の健康を保護するという意味からお取り上げをいただきたいと思うのであります。また、用途地域は、先ほど申し上げました通りでございまして、いろいろな産業がどんどん発達し、それに対する災害の除去が構ぜられて参りますれば、そういう事業がはずされしていくのは当然でございます。また予想もできない新しいものがふえてくることも考えられま

するので、将来ともこういう問題はお取り上げいただき、研究を願う委員会なりを御設置願うことが非常によろしいかと思うのであります。

これは蛇足でございますが、違反は正の措置をお書きになられました意味は、おそらく戦後、不法占拠による都市計画の実施不円滑ということから特にお取り上げになつたのではないかと思うのであります。が、こういう明らかに悪質なる違反、あるいは不法占拠の上に無免許の建物を建ててあるいはまるきり違反の建物を、がんとして、何度も勧告をされても建てていくという、きわめて明白な悪質なものは、大いに、この法を設置して、停止命令なりあるいは体刑なりはけつこうであります。が、ただ、こういう問題が、最近急工事が非常に多くなり、施主の正直申して、請負会社はほとんど全部ひっくりられるのではないかと実は思うのであります。極端な例を申すと、どの審査を経ずに体刑になりますと、都合もありますが、また国家の要請もありますし、公共団体の要請もあります。して、諸手續が全部完了して工事にかかる例が多いのですが、そうでない了解事項で、默認といいますか、了解事項でかかるものがありますから、手續自体がまだおくれている、役所に出てない、こういうケースも非違法にふえて参りました。未手続の建物をやっているからといって、いきなりおち込まれますと、建設業者はいなくなってしまうおそれもありますので、これははどうかこの法を実施なさるべきの体罰をどうするかということについては、くれぐれも愛情に即したお取扱いを希望する次第であります。

の責任が果せなかつたかも存じませんが、長年こういう規則のもとに作られた設計によつて建物をやつて参りました経験者といたしまして、近隣との問題、特に最近トラブルのふえております近隣との問題、工事を行いますための騒音、工事を完成するための近隣に対する光線、その他日が当らなくなるとかいう近隣との問題、こういう問題を痛切に感じておりますので、どうか実情に即して今後とも御審議をしていただきたいと、かように考えます。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございました。

それでは、次に日本大学助教授の市川清志君にお願いします。

○参考人(市川清志君) 私は、日本大学で都市計画及び建築法規という講座に属しております市川清志でございます。

今度の建築基準法の一部を改正する法律案、全般的には、学会でも専門委員会がございまして、そこでの検討を経ておりますこともありますし、私もこの改正案に賛成でございます。けれども、部分的にはいろいろと意見がござりますので、それについて若干意見を述べさせていただきたいと思いま

す。

たとえば、初めの防火に関する規定の整備、ある面では一見緩和されたようではありますけれども、実質的には、現在よりも防火に関する条件といふものはよくなるものというふうに考えられます。御承知のように、日本の大部分の市街地の建物といふものは木と紙で作られております。日本は、ヨーロッパやアメリカに比べまして、

火災の出火の件数というものは非常に少い。ところが、一件当たりの被害額というものは、アメリカあたりに比べても、非常に日本は高い。そういうことから考え合せますと、こういう防火に関する規定というものは、ふだんは何でもなくとも、一朝事があつたときの被害ということを考えますと、ただでさえ資源の少い日本のことなどでございますから、むしろ厳に過ぎるというふうに思われるくらいの程度にまで引き上げるということが望ましいので、そういう意味合いにおいては、建築基準法実施以来八年間の実績にかんがみて、あまり高い水準の規定のために、防火地域あるいは消防地域というようなものの構造制限をする区域が日本全体では非常に少い、都市の面積に比べて非常に少いという実情から考えまして、少し規定を緩和することによつて、むしろ地域を拡大しようといふ今回の意図に対しても全面的に贅意を表するものでございます。



設計監理協会、建築士事務所の方もありこまかく書かないで、良識ある建築家にまかせようという声があつたわけです。そのときわれわれが考えましたのは、一つはアメリカの建築法規を——当时駐留軍に占領されておつたのでありますし、皆英文官報にして向うに提出して、アフルーブがなければ国会へ提出できなかつたのであります。そこでアメリカの法規なんかを大いに参考にしたのであります、アメリカの法規も相當こまかく書いておるわけあります。ただ非常に例外が多い、ただエグゼプションとして非常に例外が多い。除外建築物として、ただし行政官厅必要なしと認められるときは知事の一方的解釈でどんどんできたのであります。アメリカの法律はいろいろなか、支障ないと認められるときは知事の一方的解釈でどんどんできたのです。やはりアメリカも相当こまかく規定もありますけれども、一々どういう場合にと詳しく述べを書いて、ただし書きを適用しているわけであります。やはりアメリカも相当こまかく規定もあります。また当時法制局で定をしております。また当時法制局で——当時は法制意見長官でしたかな、意見局長官としても、今日の法制局で御審議いたぐと、やはり政令にまかせるということは、条例ならともかく、政令にまかせるということは、それだけ公務員にまかしてしまうことでも、やはり法律である程度書かなければいかぬというので、当時政府の原案は相当大幅に、もう少し法律に、こういうことは法律事項だということで相手に引き上げられたことがあります。たとえば天井の高さとか床の高さということはもう技術的でいいじゃないかと思いましても、やはり当時の法

制局の意見では、法律で詳しく述べて書いた方がいいと、こういう意見があつたのであります。今日でもある程度、現在程度のこととはやはり法律で記述すればならないというふうに思つております。その点は遺憾ながら大須賀参考人とはちょっと意見が違つたところでございます。

そこで、しかば条例の問題でござりますが、現行法でも法律の四十条と四十一条に、四十条では、地方公团其の体がその土地の特殊な状況によってしてしまつて、この法律の規定の内容をもつてしてしまつて、この法律がきつ安安全だとか、衛生確保が期せられないというときはプラスすることもできます。それから四十一条では、ある地方では少しこの制限がきつ過ぎるということは条例をもつて緩和することもできるわけであります。

私が当時考えましたのは、一つのファンダードである基準法でもつて全国一律にやるには、なかなか困難な点があるから、相当一定の範囲内においては、地方公團体でプラス、マイナスしてもいいじゃないかということを考えたわけですが、アメリカは都市で御承知のように自由な立場で地方立法からビルディング・コードを作つておるわけであります。各都市まちまちでござります。わが国では市街地建築法時代から中央集権的な法律になっている。まあどちらがいいかというと、それは問題でございまして、アメリカでもやはり最近あまり各都市がまちまちでありますから、なるべくこれを統一しなければいけないということです。四十条と四十一条が準備されていると

に、四十条と四十一条は第三章以下、つまり道路、用途地域、それから高さとか空地という都市計画的な面ではプラス、マイナスができないのであります。それでアメリカは、ビルディング・コードは――日本の法律ではまあ一章、二章、せいぜい三章まで、道路までのことは書いてございますが、ほんとうの意味の都市計画的な面のことは、先ほど申し上げましたように、ゾーニング・オーディナンスでやっている。これはもう完全にアメリカでは地方自治であります。ある都市ではもう少し建物を立体化しようという場合も起ります。しかし、ある非常にいい住宅都市ではそんなに高くては困る。つまり先ほど清水建設の吉川さんもおっしゃいましたように、アメリカでやっているように、もういい住宅地域、つまり一戸建、二戸建の住宅地域ではアパート建築なんかを制限している地域もあるのでござります。そういうようなことをやはりこれはまあ地方条例でできるようにならないと、日本のいい都市の建設というのでは、まあ非常にこれは極端な言い方でありますけれども、建築基準法自身がそれを阻害しているのではないかという点がないでないかと思うのであります。そういう点はある程度、まあ今度でも特に用途地域だと、若干地方の条例にまかせるような規定もござりますけれども、今後は――まあけれども、今後はこういう点はもう少し地方条例にまかしていかないと、ほんとうの日本のいい都市計画はできない。それには第一条が、アメリカのビルディング・コードに書いてある生

命、健康財産それを確保するための  
最低の基準としてある。それから美術館  
地区だとか、それから非常に快適な住  
宅地域だとか、それからある場所は非常  
に高層化しようとかというような都  
市計画的な面は、第一条にははつきりと  
出てこないのであります。承わります  
と、建設省でも第一条の改正をつ  
まり都市計画的な制限もするのだ、た  
だ実利的な、生命、健康、財産、地盤  
に大丈夫、また大事にも安全といつた  
つあってもいいじゃないかという点がな  
らいいますと、そういうような制限は  
第一条からは出てこないのであります。  
す。ほんとうはこれもまあ改正が期待  
されるわけでありますが、今向はでき  
なかつたのであります。今後の問題と  
して大いに期待するわけであります。  
○田中一君 それからこの防火に関する  
規定の整備、今私たちはもうこの其  
準法の施行令なんというものは全く練  
んだこともなくて、ある場合に調べてみ  
るという程度なんです。そこで先ほど四  
人の方々皆さん言つておられるように、建築  
材料の進歩というものは相当なものかな  
んでです。そこで某準法の施行令には、た  
とえば耐火木材ということがあつて、そ  
んなものはどこでも作ったことがない  
のです。ところが準法には耐火木材  
というものが書いてあるのです。ところ  
が日本で耐火木材を作っているメー  
カーが一人もないのですよ。にもかく  
わらず書いてある。そのため一部の耐  
火木材を持っている者が不正当な利益を  
得ているという場合もあるのです。ま  
で日本の場合には自由な資本主義  
経済ですから、どんなものを作らうと

自由なんですね。そこで建築材料に関する規定と申しますか、これを使えばこうだ、あれを使えばこうだ、というようなことが施行令に数々入った方がいいというお考えか。ただ基本的な不必要な材料とか何とか、抽象的なものでそれを示さうとするか、これはいろいろな問題があると思うのです。これは直接に建築材料を販売しているメーカーにいいう影響も悪影響もあるわけです。そういうものを示さなければこれはならぬわけですね。だからこうした問題のないうち、防火に関する指示の問題との間に、そういうものを入れた方がいいと思うか、そういうものは避けた方がいいと思うか、その点どうか四人の方に伺いたいと思うのです。四人の方に伺いますよ。

いうものは政令とか地方条例で取り扱つて敏速にそれに合うようにする。これがためには先ほど内藤さんがおっしゃつたようにいろいろ弊害もござりますと思いますが、その弊害を除くために、官民及び学識経験者、中には一般の方を加えてもけつこうだと思ひますが、調査機関を、調査会のようないものをこしらえまして、そういう法規を作る前に十分検討していただい、その上でこれをやるということをしていただきたいと思う。

それから地方条例にまかせると、非常に乱雑になつてひどいものになります。

それが、これはそういうことをされ

ないよう本案に規定しておけば差し

つかえないのじゃないか。特に都市計

画法では各地方々々にも地方の委員会

があるようあります、そういうも

のと向い合つた形で、今の建築の方に

関係した法案が審議されていてでき

ていく、という形が望ましいと思うの

です。

それから後ほどの御質問に対しても

ほかの方々のあとでいたします。

○参考人(市川清志君) 私の意見は、

建築の技術というもの、あるいは材料

の生産というようなものは非常に進歩

が早い。で法律やあるいは政令とい

うものに盛り込んでおくと、どう

いいますと、地方の各都市といふか各

都道府県ごとに、そういう材料を試験

したりなんかをする機関が十分にござ

いますればよろしいのですが、実情必

ずしもそうとはいがたい。そこでやはり省令によつて告示をしていく、そういう方向をとつた方がいいのではないか。ですから法律や政令の中でも比較的ばく然とした表現をしておいて、それが具体的な表現はむしろ告示その他に譲る、省令にゆだねるといういき方の方がいいのではないかというふうに私は考えます。

○参考人(吉川清一君) ただいま田中

さんからの御質問ありました、が今お

三方申しましたように、建築材料とい

うものは、かりに防火というものを取

り上げると防火材であるとか、あるいは耐火材であるとかいう言葉はいろい

ろあります、が、今まで非常に長い間

いろいろなものが變つて参りました。

あるいは防火塗料も最近できてきたよ

うでありますするし、今後もおそらくで

きるであろうと思います。従つて、そ

ういうものの名前を列挙いたしますよ

りも、何を耐火といい何を防火材とい

うかというようなことは、この文章で

十分だと思いますので、それを、日本

J I S というスタンダードがあり

ます、建設省の技術研究所もございま

すので、昔のように戻つて、そういう

ところで国の検査を通つた材料を必ず

J I S の判を押して、耐火度何度まで

耐火材とし、何度もを何にすると

いうようなことは、建築研究所のよう

なところに J I S をきめていたい

て、官民共同で協議の結果スタンダードを一つきめておきますれば、あとど

ういう新材料が出まして、試験方法

を同一にいたしますれば、國家試験に

もまあ日本の全国はカリ・オルニア州

考

え

ます。

あ

つちこつち設けなくとも十分その点

間に合つてます。

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

共団体も、やたらに、やたらにというと語弊がありますが、職員の数がだんだんふえがちでございますから、上層部はできるだけそれを制限しよう、われわれもそれは当然だと思っておるわけあります。そこで横浜市の実情を申し上げますと、各主事が自動車をみずから運転して検査をして回るというまでには至っておりませんが、今度各区に全部スクーターなんかを一台配置することにしております。それから本部にはジープを置きましてできるだけ能率化するというような、そういう費用なども、これは人件費とは直接関係はございませんが、そういう方面で行政をでいるだけスピード・アップするというように考えております。もちろん現在絶対数は不足しております。どこの公団体も必ずしも十分と思っておりません。従つて、やはり手数料の増額といふように考へております。もちろん現在は投入しなければいけないと、うかうかと思ひます。まあいろいろお尋ねもございましたが、その点だけあつたとお答えいたしました。

○田中一君 戦後は木造建築も届出し

て許可制度になつてゐる。これは建築物そのものに対するというものではなくて、不法建築とか他の方の要素でございませんね。今はそうでしょう。そ

ういうことをしたのだと思います。今

では届出制になつていますね、木造建

築のある一定の規模以外は認可制でございませんね。今はそうでしょう。そ

ういうことをしたわけです。こ

と、二級建築士になる。最近に一つの例を申しますと、横浜である一級建築士が二十何坪のブロック造の住宅を建

てました。これが地盤が丘陵地であ

るものも一応良心的になつたと思うので

ますけれども敷地の一帯が盛り土で

あります。それで工事監理をやります。

つましましては今、田中委員さんのおつ

しやるようなことも考えられると思いま

す。どういうふうにするかと申しま

す。そこでただ、建築士ももしご

が、建築士に第一次的な責任を持つて

います。そこで念のために法規に合

っているかどうか、あるいは強度計算

とか工事の監理を誤りますと、建

築主に不測の損害を与えるわけござ

ります。そこで念のために法規に合

っているかどうか、あるいは強度計算

とか

違ひを犯すということはなくなつてゐるわけです。それは例外でしようから。それが建築士に責任を持たしてそのかわり、建築士が大きな間違いをしたら、建築士の一切のものを停止するということの罰則を適用すればいいのです。今のような世の中では、この通り商業建築といふものは一刻を争うものだから、だからさつきの清水の吉川さんのような議論が生まれてくる、これは当然そういうことを要請されるからです。これは一つ、今伺つてみると、相当手続といふものは簡素化されないで、こもつともらしいチェックをやつて、そして高い手数料を取つているのではないかということになると、いかぬから、値上げの問題については十分に委員会で政府にただしてみます。

それから吉川さんと同じく、罰則の問題はあなたは非常に心配してい

らしたが、私もそう思つてゐるのです。

市川さんも言つていましたが、申請当時のものと現状といふものとが同じものであるという建前は、実際いえま

す一〇%もないじやないかと思うのです。そう思うのです。大邸宅なら大邸宅らしく、また申請当時のものと違つてある。変貌しているということが事実だと思うのです。そこでこれは今の法律では全部工事中にも中止を命ぜられることになつておりますが、しかし、事實において建築基準法違反を犯しているものに對してはどういう処置をとるべきだと思つておりますが、内藤君どう思ひますか。

○参考人(内藤亮一君) 建築基準法各

条項への違反の建築物もいろいろありますて、つまり手續がちょっとおくれて

いるといつたことで、内容實質

は規定に合つてゐる、たゞ手續がおく

れてはいるといったような程度のものに

ついて、市当局建築主事は建築主にか

れこれいつておりません。むしろ非常

に横浜にも一部に例がございますが、

簡易宿泊所、部屋の中を二段ベットに

仕切りまして、ちょっとそこから見ると

四階建に見える木造の建物で非常に危

険なものがあつて、中にはそれが一人

の労務者が入るのではなくて家族持ち

も入つてゐる、非常に危険な場合もあ

るのです。これは条例でそういうもの

に対し告発してゐる例は自分の記憶

にありません。

○参考人(内藤亮一君) 今私が单なる

届出違反の例を申し上げまして、実質

的には空地が足りないという問題は、

これは建築主に注意いたしました

りますけれども、現在そういうもの

に対し告発してゐる例は自分の記憶

にありません。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○田中一君 だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○参考人(内藤亮一君) どうもおかしな話なん

で、たとえば建蔽率にしても基準法に

相当オーバーしている建築物が多いの

です。それは違反建築物じゃないので

すか。

○参考人(内藤亮一君) 今私が单なる

届出違反の例を申し上げまして、実質

的には空地が足りないという問題は、

これは建築主に注意いたしました

りますけれども、現在そういうもの

に対する告発してゐる例は自分の記憶

にありません。

○参考人(内藤亮一君) だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○参考人(内藤亮一君) どうもおかしな話なん

で、たとえば建蔽率にしても基準法に

相当オーバーしている建築物が多いの

です。それは違反建築物じゃないので

すか。

○参考人(内藤亮一君) 今私が单なる

届出違反の例を申し上げまして、実質

的には空地が足りないという問題は、

これは建築主に注意いたしました

りますけれども、現在そういうもの

に対する告発してゐる例は自分の記憶

にありません。

○参考人(内藤亮一君) だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よななものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○参考人(内藤亮一君) どうもおかしな話なん

で、たとえば建蔽率にしても基準法に

相当オーバーしている建築物が多いの

です。それは違反建築物じゃないので

すか。

○参考人(内藤亮一君) 今私が单なる

届出違反の例を申し上げまして、実質

的には空地が足りないという問題は、

これは建築主に注意いたしました

りますけれども、現在そういうもの

に対する告発してゐる例は自分の記憶

にありません。

○参考人(内藤亮一君) だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

よなるものであります。そういう制限

をしております。ところがこれを無視

して主として、ここで申し上げてい

がどうかわかりませんが、第三国人な

も二段ベッドでありますから二階建の

火構造、鉄筋コンクリート構造、平家

建しかけない、平家建といいまして

階建にすればプロック構造あるいは耐

震建物を制限して、そういうものは二

年であります。そういうものであります。

○参考人(内藤亮一君) どうもおかしな話なん

で、たとえば建蔽率にしても基準法に

相当オーバーしている建築物が多いの

です。それは違反建築物じゃないので

すか。

○参考人(内藤亮一君) 今私が单なる

届出違反の例を申し上げまして、実質

的には空地が足りないという問題は、

これは建築主に注意いたしました

りますけれども、現在そういうもの

に対する告発してゐる例は自分の記憶

にありません。

○参考人(内藤亮一君) だからそういうものが、

私は横浜市内でも木造の場合は九割以

上あるのじゃないかと思うのです。推

定するのですがね、この推定は間違つ

ていいだと思うのだ。逆に一割ぎりし

と官庁とを問いません。基礎を打ちないと構造のチェックは済んでいないといかぬ、これはその通りであります。

それからそういうことは法律には何もないのですが、ひょいと見て実はびくつとしたのは、何もかも全部規則通りになると、これはとてものが進まないから、了解事項でやつてきた慣行についてはよろしいとか、何か本委員会のときにもう少し詳細な方法を立てただければけつこうだと思ひます。

悪質がどこにあるかということはこれは非常にむずかしいのであります。それは知らなかつたというようなことも言う場合もありましょうけれども、そういうことを承知の上で計画的にやつたと思われる場合と、私はそう解釈するのであります。

○田中一君 御承知のように、東京には必ずいぶん汚職々々と汚職がありまして、それは知らなかつたというようなことも言ひました。甲地でよくても乙地にはいかぬということもあり得るので、その点を委員会で念を押して、政府のどういう方針でいくかということをただしてみます。そこで、そうすると吉川さんの御意見の第一の問題、これは非常に重要な問題なんですよ。住宅地域に大きな高層建築ができたからその近所の人が迷惑するという、これは単なる建築基準法の問題ではなくて民法上の問題になつてくると思う。そこでそういう御意見を出したというのは、吉川さんどこと意図があるのかちょつともう少し伺いたいのです。あなたの

良心的な気持は非常によくわかるのであります。

○参考人(吉川清一君) 先ほど申し上げました点は、最近住宅難になりましまで、また物納されたお屋敷跡に、どん

どん住宅公園はもちろんであります

が、商業的なアパートが建ち始めた。広大なお屋敷町でありますと、アパートの二棟や三棟建ちましても周辺に支障がないのであります。これが家並みの込んだ所におけるのであります、と

邊に実は毎日心配なのであります、と

いうふうな話をみんなしてみると、現実に建てられた人、また建てられるかもしだら地の前におる人、あるいは二十メートル建てられたらえらいことになる、といふのが町場の今話題になつております。それでは困るとかいふことじやなくて、そうなつたらしうがないから逃げ出しな、といふようなことが話題になつておることを御披露申し上げたわけであります。先ほど御談をしておりましたときに伺いましたが、英國もあるいはアメリカなどは三階ぐらいの高さでとめる、といふ規則があるのだそうであります。三階でしたか四階ですか存じませんが、何

か純粹のそいつた住宅区域内におい

ては三階ぐらいの高さでとめる、といふ規則があるのだそうであります。三階でしたか四階ですか存じませんが、金持でも貧乏人でも同じですが、ただ吉陰になつてしまふとつらいわけですか。そういう民間に話題がふえてきた

かし、根本的には先ほど申し上げましたように、イギリスの例は、エインシント・ライトといつて慣行法になつておる。私も詳しいことは知らないのであります。私が知つてますことを申し上げます。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さんがおっしゃいましたことにつきまして、私の知つてますことを申し上げて御参考にしたいと思います。それはたしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないというような規定が

あります。これなんかは細い道の南側

に高い建物が建つても、その道の反対側の北側はそういうの影響も受けな

い、というようなこととあわせてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(市川清志君) そういう意見

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(市川清志君) そういう意見

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげ

て御参考にしたいと思います。それは

たしかロンドンだと思いました。ある

ことはできないといつてお考

え願えれば大へんけつこうだと思いま

す。

○参考人(大須賀矢蔵君) 今吉川さん

がおっしゃいましたことを申しあげ

て、私は知つてますことを申しあげて御参考にしたいと思います。それはたしかロンドンだと思いました。あることはできないといつてお考え願えれば大へんけつこうだと思います。

のある方はございませんか。——御質  
疑もございませんようですから、参考  
の方々に対する質疑はこの程度で終  
了いたしたいと思います。  
参考の方々には長時間貴重な御意  
見をお述べ願いまして、まことにあり  
がとうございました。委員会を代表い  
たしまして厚く御礼を申し上げます。  
それでは本日はこの程度において散  
会いたしたいと思います。

午後零時五十七分散会

昭和三十四年二月二十七日印刷

昭和三十四年二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局